

免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで、農業経営をはじめ、冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、平成30年3月末で廃止される状況にある。

免税軽油制度とは、道路を走らない機械に使用する軽油について、軽油引取税（1リットル当たり32円10銭）を免税にするもので、農業用の機械（耕運機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機械、除雪機など）やスキー場産業の索道事業が使う機械（ゲレンデ整備車、降雪機など）のほか、林業、船舶、鉄道、製造業等に活用されるなど、幅広い産業の経営安定及び収益向上に貢献してきた制度である。

この免税軽油制度が廃止されれば、地域経済を支える農業、スキー場産業、観光業等へ与える影響は深刻である。

については、地域農業の振興及び食糧自給率の向上並びにスキー場産業及び観光の振興の観点からも有効である免税軽油制度の継続が強く望まれるものである。

よって、国においては、免税軽油制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

衆議院議長 あて
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣

飯山市議会議長 佐藤 正夫